

## 13 損害賠償の状況について

福島第一原発事故に伴う損害の賠償状況等については以下のとおり。

### (1) 現 状

#### ア 原子力損害賠償制度の概要

- (ア) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）
- A 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。（無過失責任、責任集中、無限責任）
  - B 原子力事業者に原子力損害を賠償するための措置（保険への加入等）を義務付け。
  - C 和解の仲介や原子力損害の範囲を判定する指針の策定を行う原子力損害賠償紛争審査会の設置について規定。
- (イ) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号。損害賠償に関する部分のみ記載）
- A 大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等を行い、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施等を図ることを目的として支援機構を設置。
  - B 機構の主な業務
    - (a) 負担金の収納業務  
機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。
    - (b) 資金援助業務  
原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。
    - (c) 情報提供業務  
損害賠償の円滑な実施を支援するため、電話相談窓口及び弁護士等の専門家チームによる巡回相談などにより、被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。

#### イ 原子力損害賠償紛争審査会について

- (ア) 指針の策定
- 原子力損害賠償紛争審査会は、令和3年2月8日まで53回開催。
- A 第13回（平成23年8月5日）において、農林漁業、商工業等の各分野ごとの専門委員調査結果を踏まえ、現時点での原子力損害の全体像として「中間指針」を策定し、避難費用、営業損害、風評被害、間接被害などの損害を類型化。
  - B 第18回（平成23年12月6日）において、自主的避難者及び滞在者の精神的損害を賠償対象とする「中間指針第一次追補」を策定。
  - C 第26回（平成24年3月16日）において、避難区域の見直し等に係る損害について、「中間指針第二次追補」を策定。

D 第39回審査会（平成25年12月26日）において、避難指示の長期化等に伴う損害に係る「中間指針第四次追補」を策定。

(イ) 原子力損害賠償紛争解決センター

A 被害者からの損害賠償請求について、弁護士である仲介委員が和解の仲介手続を行う機関として設置

- (a) 平成23年8月29日 東京事務所開所
- (b) 平成23年9月13日 福島事務所開所（郡山市）
- (c) 平成24年7月2日 福島事務所支所開所  
(福島市、南相馬市、いわき市、会津若松市)

B 総括基準の策定（平成24年2月14日～）

センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する項目について総括基準が策定された。

C 和解実例の公表（平成24年4月27日～）

和解仲介実例は平成24年4月から令和3年1月まで計1,716例が公表されている。

## ウ 賠償項目

(ア) 避難等指示区域内の個人

精神的損害、避難・帰宅費用、一時立入費用、検査費用、生命・身体的損害、就労不能損害、土地・建物・家財などの財物（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等を除く）、立木、住居確保損害（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等を除く）、住宅等の補修・清掃費用（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等が対象）等

(イ) 避難等指示区域内の法人及び個人事業主

営業損害、検査費用、土地・建物、立木、棚卸資産、償却資産、住宅等の補修・清掃費用（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等の個人事業主が対象）等

(ウ) 避難等指示区域外の個人

就労不能損害、立木、自主的除染費用（避難指示区域外のみが対象）

(エ) 避難等指示区域外の法人及び個人事業主

風評被害、立木、自主的除染費用（避難指示区域外のみが対象）

(オ) 自主的避難等対象区域（県北、県中、相双、いわき地域の23市町村）の住民及び県南地域（9市町村）の住民

精神的損害等

## エ 東京電力による本県分の賠償金支払い進捗状況（令和3年2月8日現在）

支払済額 約5兆7千億円

| 区分  | 支払済額    |
|-----|---------|
| 個人  | 約3兆6千億円 |
| 事業者 | 約2兆1千億円 |

## (2) 課題

- 中間指針等に基づき損害項目ごとの賠償の枠組が一つ一つ構築され、一律の賠償請求手続は一定程度進捗しているが、被害者が生活や事業の再建を果たすことができるよう、個別の事情についても柔軟に対応し、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされる必要がある。
- 令和3年3月に原発事故から10年が経過し、賠償請求権が順次消滅時効を迎えていくが、今後も全ての被害者が請求の機会を失うことのないよう、国及び東京電力による適切な対応がなされる必要がある。

## (3) 県の取組

- 関係団体、市町村と共に、福島県原子力損害対策協議会として、国及び東京電力に対し、被害の実態に見合った確実、迅速、十分な賠償を求めていくとともに、時効完成後も損害がある限り最後まで賠償がなされるよう、必要な対応を要請していく。
- 被害者による円滑な賠償請求を支援するため、弁護士による法律相談、不動産鑑定士による個別相談等の事業を実施する。